

公益社団法人日本透析医会 入会金・会費規程

(総 則)

第1条 定款第7条による入会金及び会費の徴収は、この規程に定めるところによる。

(会員区分)

第2条 会員は次のとおり区分する。

- A会員
1. 私的医療機関の院長又は管理者及び透析責任者のいずれかに該当する者
 2. サテライト（分院）の所長（院長）または管理者及び透析責任者のいずれかに該当する者
- B会員
1. 公的医療機関に勤務する医師
 2. 私的医療機関（サテライトを含む）の院長（所長）又は管理者及び透析責任者以外の勤務医

(入会金)

第3条 入会金は30,000円とし入会時に納付する。ただし、B会員については入会金を要しない。

(年会費)

第4条 年会費は次のとおりとする。

A会員

Aの細分	透析機台数	会費（年額）
(1)	30以上	140,000円
(2)	20～29	90,000円
(3)	10～19	80,000円
(4)	0～9	30,000円

B会員 一律 10,000円

(会費の納入)

第5条 会員は医会が発行する請求書の到着後3ヶ月以内に会費を納入するものとする。

(入会金及び年会費の用途)

第6条 当該事業年度に受け入れた入会金及び年会費については、その50%以上を公益目的事業に充てるものとする。

附則

1. この規程は昭和62年7月21日から施行し、昭和62年度会費から適用する。
2. 平成16年5月16日 一部改定 平成16年度会費から適用する。
3. この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。